

日・アラブ首長国連邦（UAE）包括的経済連携協定（概要）

令和8年（2026年）3月
外務省・財務省
農林水産省・経済産業省

意義

- ◆ **天然資源と地域随一の物流・交通拠点、経済連携を精力的に推進**
 - ✓ UAEは安定的な統治と**豊富な天然資源**を活かし、**地域随一の経済・物流・交通の拠点**として発展。
 - ✓ 2021年頃から二国間の包括的経済連携協定（CEPA）を推進し、現在までに30以上の国・地域（インド、韓国、豪州、インドネシア等）とCEPAを署名済み。
- ◆ **経済面での日・UAE関係強化の重要性**
 - ✓ **UAEはエネルギー安全保障上の最重要パートナー**（日本の原油輸入の約4割で世界最大）
 - ✓ **中東・アフリカ地域最大の在留邦人数・日系企業数**を擁し、UAEに進出している日本企業を始めとする経済界からも、二国間EPA締結への期待が大きい。
 - ✓ UAEは先端技術（宇宙、AI等）分野への投資を加速するなど経済多角化を推進。両国は2018年に立ち上げた「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ（CSPI）」の下、**伝統的なエネルギー分野を超えて協力を多角化**。二国間関係強化の重要性が高まっている。

交渉の経緯

2024年9月
交渉開始を決定

2024年11月～
2026年1月
7回の交渉会合

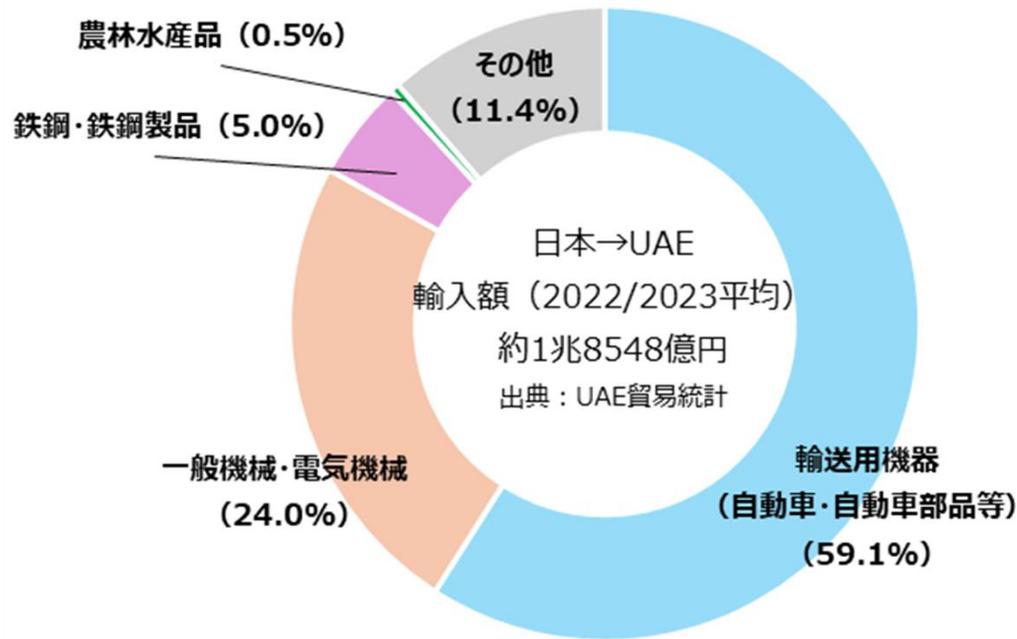
2026年3月
交渉妥結

主な成果

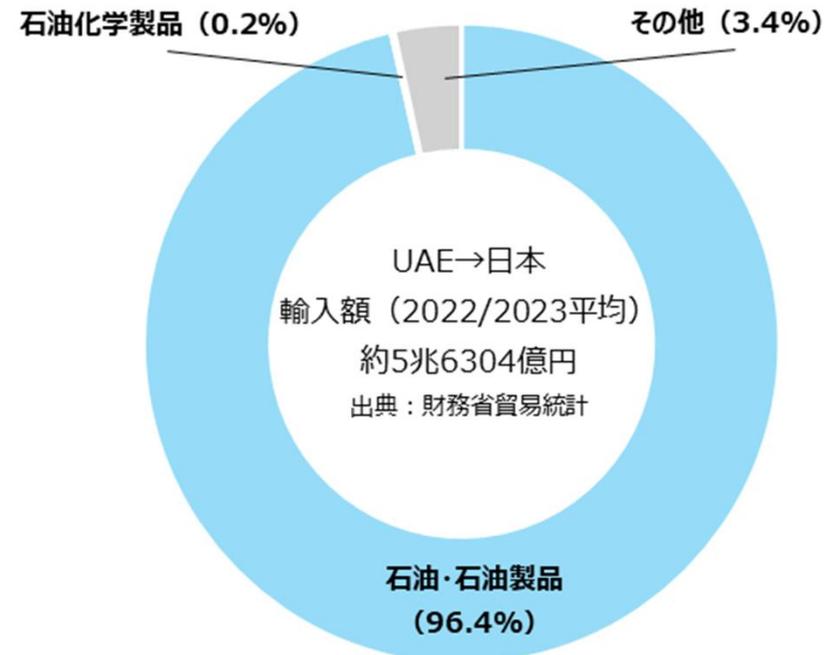
- ◆ **ルールの整備**
 - ✓ デジタル貿易、政府調達、税関手続・貿易円滑化、競争、補助金、知的財産、サービス、投資円滑化、環境・労働を含む**幅広い分野でルールを整備**。（例えば、デジタル貿易につきサーバーの現地設置要求やソースコードの移転及びアクセス要求の禁止を規定、政府調達の市場アクセスを相互に約束、UAEにとりEPAで初めて補助金規律を導入し補助金の適切な使用や透明性確保等について規定、知的財産権の保護に関して締約国内（フリーゾーンを含む）での取締りの確保を規定。中小企業、協力、透明性等に関して独立の章で規律。）これらは日本企業による円滑な活動に寄与。
- ◆ **物品及びサービスの市場アクセスの改善**
 - ✓ **物品貿易**について、**輸入額に占める無税割合**を協定発効後10年以内に、日本は約98.7%から約99.9%、UAEは約11.5%から約96.4%に改善（2022年～2023年の貿易実績の平均に基づく）。
 - **鉱工業品**では、日本の輸出関心品目、特に主な**完成車（乗用車、バス、トラック）**の7年以内関税撤廃、**自動車部品**の10年以内関税撤廃、主な**鉄鋼・鉄鋼製品**の10年以内関税撤廃・削減などを獲得。
 - **農林水産品**については、コメ等重要5品目など多くの品目を関税撤廃から除外としつつ、**牛肉、水産物、味噌・醤油、パックご飯**等日本側の多くの輸出重点品目を中心に、関税撤廃を獲得。また、**清酒及び焼酎**について関税削減を獲得。
- ✓ **サービス貿易**について、UAEは、流通、電気通信、健康関連サービスを含め、WTOよりも高いレベルで市場アクセスを約束。

物品市場アクセス

日・UAE間の貿易構造



EPA発効後10年以内に、UAEは日本からの輸入額の約96.4%を無税に（現在は約11.5%）



EPA発効後10年以内に、日本はUAEからの輸入額の約99.9%を無税に（現在は約98.7%）

EPA発効後のUAE市場へのアクセス

【鉱工業品】

- 乗用車、バス、トラックの一部を7年以内関税撤廃
- 鉄鋼・鉄鋼製品、自動車部品等の10年以内の関税撤廃

【農林水産品】

- 牛肉、水産物、味噌・醤油、パックご飯等について関税撤廃

【その他】

- 清酒及び焼酎の関税削減

EPA発効後の日本市場へのアクセス

【鉱工業品】

- 石油製品や石油化学製品の関税撤廃

【農林水産品】

- えび、香辛料（サフラン等）、パーム油を関税撤廃
- 米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要5品目は関税撤廃から除外